破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第５３２号
神戸市須磨区大黒町２丁目２番19号　池野ビル402、開始決定時の住所神戸市長田区庄山町２丁目４番２号
破産者　三宅　和代
１　決定年月日　平成26年１月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１０号
鳥取県米子市八幡289番地３
破産者　中村　臣成
１　決定年月日　平成26年１月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第１１７号
鳥取県米子市八幡289番地３
破産者　中村　昌哲
１　決定年月日　平成26年１月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第３１２号
沖縄県那覇市泉崎１丁目14番１号　奥間アパート301
破産者　奥間　思良
１　決定年月日　平成26年１月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第７３号
山梨県中央市西花輪3375番地４　小池住宅２、破産手続開始決定時の住所山梨県甲府市伊勢１丁目４番11号
破産者　中田　國明
１　決定年月日　平成26年１月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１１４号
長野県岡谷市川岸中３丁目８番８号
破産者　金原　　等
１　決定年月日　平成26年１月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２５年（フ）第１９０号
愛知県丹羽郡大口町下小口７丁目121番地
破産者　岩渕エクステリアこと　岩渕　信念
１　決定年月日　平成26年１月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第５５号
香川県仲多度郡まんのう町吉野1934番地
破産者　吉本建設こと　吉本　真二
１　決定年月日　平成26年１月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第５１号
香川県仲多度郡多度津町京町11番２号
破産者　池上　義一
１　決定年月日　平成26年１月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第１０６号
香川県仲多度郡多度津町京町11番２号
破産者　池上恭子こと　池上　福江
１　決定年月日　平成26年１月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第８１号
宮崎市大字恒久5036番地３
破産者　小田　稔治
１　決定年月日　平成26年１月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２４４号
宮崎市元宮町１番14号　中村コーポ302号
破産者　永野栄一郎
１　決定年月日　平成26年１月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２７５号
宮崎市佐土原町東上那珂15779番地１　市営住宅下村56棟５号
破産者　坂本　道子
１　決定年月日　平成26年１月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第７９号
鹿児島県薩摩川内市平佐町5050番地１　ハイタウン平佐住宅９号棟35号室、前住所鹿児島県薩摩川内市鳥追町５番６号
破産者　城本　良一
１　決定年月日　平成26年１月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第５０１号
茨城県小美玉市大笹286番地１
破産者　宇津野初江（旧姓大槻）
１　決定年月日　平成26年１月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第２４９号
山梨県甲府市西下条町680番地
破産者　向山　鉅弘
１　決定年月日　平成26年１月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４９号
長野県諏訪市末広８番１号
破産者　宮澤　秀忠
１　決定年月日　平成26年１月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第３０１号
福岡市南区井尻１丁目26番17号　サンパークマンション井尻306、破産手続開始時の住所福岡市南区三宅３丁目５―26　第２アンピールマンション205
破産者　近藤　文男
１　決定年月日　平成26年１月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部